

令和 8 年度 第 6 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 8 年 8 月 10 日（月） 午後 4 時 00 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 前田 正秀	2 番 秦野 英作	3 番 丸山 環	4 番 村上 隆
	5 番 幅田 高広	6 番 中本 敏彦	7 番 安谷 潔美	8 番 小前 茂雄
	9 番 石賀 英男	10 番 伊藤 英之	11 番 足立 紀美世	12 番 久米 繁好
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	松本 芳己	小前 伸仁	桑本 慎吾	山本 弘一
	入江 敏朗	澤田 光秋	眞山 一郎	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 22 号 非農地証明申請について 議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 24 号 小委員会の編成について 議案第 25 号 小委員会会長及び小委員会副会長の選出について			
報告事項				

議長	そうしますと、ただいまより令和８年度第６回の琴浦町農業委員会総会を開会いたします。
全員	まず最初に、農業委員会憲章の唱和をお願いします。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	続きまして、農業委員会総会の成立宣言を事務局長、お願いいたします。
議長	ただいまの出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和８年度第６回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。
	欠席委員につきましては、ございません。
	続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、私のほうで指名させていただきます。
	１番の前田正秀委員、２番の秦野英作委員にお願いいたします。
	議事に入ります。議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請についてですが、関係のある委員がおられますので、澤田委員は退席をお願いいたします。
	(澤田委員の退席を確認)
	議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	審議に入ります前に、１か所訂正をお願いします。
	議案書２ページ、申請番号１９番の合計筆数「２１筆」を「１筆」に訂正をお願いします。合計が「２１筆」になっていますが、正しくは「１筆」ですので、訂正をお願いします。
	それでは、議案書１ページをご覧ください。議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。
	申請番号１５番、農地の所在は大字山川■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は７５３㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。
	本件農地は、譲渡人が梨を耕作しておられましたが、梨をやめられたため、譲受人に譲渡の話を申し入れました。このたび双方の合意で、梨耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は■■■■■■■■■■円、１０ａあたり■■■■■■■■■■円となります。取得後は梨を耕作されます。
	申請番号１６番、農地の所在は大字三保■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２５１㎡、申請地は外に８筆あり、９筆の合計面積は５，５１０㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人で、親戚の間柄です。権利の区分は所有権移転、申請事由

は贈与になります。

本件農地は、譲渡人が独り暮らしで高齢になり、農地の管理ができないため、親戚の譲受人に譲渡することを考えておられました。このたび双方の合意で、水稻と梨耕作目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は水稻と梨を耕作されます。

申請番号18番、農地の所在は大字松谷[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は2,685㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本件農地は、譲渡人が売却により処分したいと考えておられました。また、譲受人は譲渡人から利用権設定により本件農地を借りてハウスでスイカを耕作しておられました。このたび双方の合意で、スイカ耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[REDACTED]円、10a当たり[REDACTED]円となります。取得後はスイカを耕作されます。

申請番号19番、農地の所在は大字出上[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,388㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、親子の間柄です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本件農地は、譲渡人が譲受人の息子にいずれ名義変更をしたいと考えておられました。このたび双方の合意で、水稻耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[REDACTED]円、10a当たり[REDACTED]円となります。取得後は水稻を耕作されます。

申請番号20番、農地の所在は大字竹内[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積991㎡、申請地は外に6筆あり、7筆の合計面積は7,259㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本件農地は譲渡人の義理の母が耕作されておりましたが、亡くなられてからは、県外で管理できないため、譲受人に貸しておられました。このたび双方の合意で、水稻と野菜耕作目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は水稻と野菜を耕作されます。

申請番号21番、農地の所在は大字別宮[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積42㎡、申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は1,224㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、親戚の間柄です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本件農地は譲渡人が相続により取得しましたが、県外に居住しており

議長	管理ができないため、親戚の譲受人に贈与の話を申し入れました。このたび双方の合意で、野菜耕作目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は野菜を耕作されます。 以上6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりました。 皆さんのほうで何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということで、原案のとおり許可することと決定いたします。 新しい推進委員の方、議決権は農業委員しかないので、この採決のときは手を挙げないでもよろしいです。質問はされてもいいですので、よろしくをお願いします。 (澤田委員の復帰を確認)
事務局	続きまして、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。 お手元の議案書は4ページ、説明図は5ページから7ページをご覧ください。 4ページの説明図については、申請地を赤枠で囲っております。 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。 申請番号5番、農地の所在は大字八橋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,004㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。権利の区分は所有権の移転、転用事由は太陽光発電設備設置のためです。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 転用事由の詳細です。転用事業者は琴浦町内で太陽光発電事業に必要な土地の売買契約をしていただける方を募集していました。電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人の農地を譲ってもらえることになったため、申請をされたものです。事業用地の選定につきましては、申請地を含め、4箇所の土地を検討しましたが、面積要件、日照要件などの条件を全て満たす土地が本件申請地しかありませんでした。 6ページの説明図をご覧ください。工事計画は、申請地に太陽光パネ

	ル146枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地内に自営柱を新設するほか、最寄りの■■■■の既設電柱に接続する計画です。太陽光発電設備の設置工事及び保守管理については、申請地北側の県道から進入する予定です。工期は令和8年10月から1カ月以内で、施設の利用期間は永年です。 資金調達計画については、土地買収費■■■■円、1㎡当たりおよそ■■■■円、太陽光発電設備設置工事費■■■■円、■■■■円の合計■■■■円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。 被害防除計画でございます。申請地は除草作業を行った後、現状のまま利用します。盛土は行いません。侵入防止対策として事業用地の外周に高さ1.5mのフェンスを設置し、必要に応じて畦板を設置します。雨水は現在と同様に地下浸透で、汚水は発生しません。また、雑草対策として年2回程度の草刈りを実施する計画です。 譲受人が太陽光発電設備を設置した後に、発電所設備を■■■■株式会社に譲渡します。発電所で生産した電力は、小売電気事業者として■■■■株式会社が企業や個人へ売電していくことになります。 農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、土地改良事業が施行されておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地、許可決定根拠は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。
伊藤委員	現地確認に行ってもらっているようですので、伊藤委員から報告をお願いいたします。 8月4日、自分と池山委員、八橋地区担当の北中委員、それから事務局の岩本補佐の4人で現地確認を行いました。場所は八橋地区内で、■■■■の北側、県道■■■■沿いにあります。西側は駐車場、南側は町営住宅、東側は水路と農地、北側は県道に接しております。東側には令和6年に転用許可を取られた太陽光発電設備が建っております。転用の場所を検討した結果、条件を満たす土地は申請地しかなかったということなので、転用はやむを得ないと思っております。雑草対策として草刈りをするということですので、適切な時期に行っていただきたいと思えます。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局の説明、現地確認の報告が終わりました。 皆さんのほうで質問等がありましたら、お願いいたします。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員	今の説明になかったので、お聞きしますけれど、東隣の■■■■は

事務局	どなたの土地で、了解されされていますか。 ■■■■■、隣接農地については、同意書までは取っておられませんけれども、地権者には説明をされ、同意書は出さないけれども、事業には反対しない旨の回答がありました。その顛末については、その経緯を記載した書類を申請書に添付されております。
議長 安谷委員 議長	ということですが、よろしいですか。 はい。 その他質問がありませんか。 (質問等なし)
	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということで、原案のとおり許可相当の意見を付して県に進達することと決定いたします。 続きまして、議案第22号 非農地証明申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元の議案書は8ページ、説明図は9ページから11ページをご覧ください。 議案第22号、非農地証明申請について、農地法第2条第1項の規定による農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 申請番号5番、申請人は琴浦町外の個人です。農地の所在は大字上伊勢■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,558㎡で、判定地目は山林原野です。 申請事由の概要です。「申請地は、平成11年に国土調査により合筆して以降は、27年間にわたり不耕作による荒廃農地となっています。その結果、竹林や雑木が生い茂っており、山林原野化している状態です。今後、農地としての復元は、申請者が県外在住であることに加え、高齢であること、また、周囲に耕作する者がいないことから、困難である。」というものです。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地と考えます。 申請地は農用地区域外に位置していること、原野化してから20年以上たっており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上、特に支障はないと判断しました。以上でございます。 現地確認に行ってもらっていますので、伊藤委員から報告をお願いい
議長	

伊藤委員	たします。 8月4日、私と池山委員、それから岩本補佐の3名で現地確認を行いました。場所は[REDACTED]部落の南側、加勢蛇川左岸の堤防の西側の農地で、[REDACTED]の南側にあります。北側と南側は農地、西側は道路、東側は水路に接しておりまして、北側の農地は今年の5月総会で非農地証明申請のあった場所になります。現場は説明図の写真のとおり、加勢蛇川西岸の堤防と農道に挟まれた小集団の農地で、周囲より一段低い場所にあります。長年耕作されておらず農地の半分以上に竹が生い茂っているという原野の状態となっております。耕作には適さない状況の農地であることを確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。以上です。
議長	事務局の説明と現地確認の報告は終わりました。 皆様の方で何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということで、原案のとおり許可することと決定いたします。 続きまして、議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係の委員の方、退席をお願いいたします。 石賀委員、池山委員、小前伸仁委員、退席をお願いいたします。 それと、梨の会議で2人退席されます。よろしくお願いします。 (石賀委員、池山委員、小前伸仁委員の退席を確認) (北中委員、遠藤委員の退席を確認)
事務局	議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局、説明をお願いします。 お手元の議案書12ページをご覧ください。 議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号216番、農地の所在は大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は1,168㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり[REDACTED]円、貸借の期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間で再契約、野

菜を耕作されます。

申請番号 2 1 7 番から 2 2 ページの 2 3 4 番までの 1 8 件については、ご覧のとおりです。

なお、2 2 ページの申請番号 2 3 3 番から 2 3 4 番までの 2 件については、所有者不明農地制度による賃貸借権設定になります。したがって、貸付人の欄は空欄となっております。また、申請番号 2 3 4 番については、農地保全管理事業も併せて実施されます。最初の 1 カ月間で除草作業が行われ、担い手に貸付けを行います。

続きまして、使用貸借権設定の部です。議案書 2 3 ページをご覧ください。

申請番号 2 3 5 番、農地の所在は大字浦安[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は 2, 2 1 9 m²です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日までの 5 年間で新規契約、水稻を耕作されます。

申請番号 2 3 6 番から 3 3 ページの 2 5 4 番までの 1 9 件については、ご覧のとおりです。

続きまして、所有権移転の部です。議案書 3 4 ページをご覧ください。

初めに、所有者・機構間契約の部です。

申請番号 1 0 番、土地の所在は大字槻下[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 5, 2 2 2 m²、申請地は外に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 5, 2 2 5. 6 5 m²です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は野菜です。売買価格は[REDACTED]円、1 0 a 当たりでは[REDACTED]円となります。所有権の移転時期は令和 8 年 8 月 3 1 日で、土地の引渡時期は令和 8 年 9 月 1 日です。

続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書 3 5 ページをご覧ください。

申請番号 7 番、土地の所在は大字槻下[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 5, 2 2 2 m²、申請地は外に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 5, 2 2 5. 6 5 m²です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は野菜です。売買価格は[REDACTED]円、1 0 a 当たりでは[REDACTED]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期はともに令和 8 年 9 月 2 5 日です。

以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。

議長	す。 事務局の説明が終わりました。 皆さんのほうで何かご意見がありましたらお願いいたします。 (村上委員より挙手あり)
村上委員	少し聞いてみたいです。２２ページの申請番号２３３番、２３４番ですが、所有者不明農地の手続だと思うのですが、渡人は当然ないですが、１０ａ当たりいくらという対価がありますよね。多分、このお金というのは、農業農村担い手機構にお金は払われるのですよね。その払ったお金は、この機構はどうされるのですか。
議長	機構には行かない。 事務局、説明をお願いします。
事務局	受け手は小作料を機構に支払うのですけれども、機構はその払われた小作料を法務局に供託することになります。
村上委員	法務局に行くのか。
議長	国庫に入る。
村上委員	分かりました。
議長	それで、先程の研修会で農業会議の倉益局長が話されたように、そこから、土地改良区費が払わなければならない地域だったら土地改良区費を引いて、その残りが法務局へ行くことになる。それで、常設審議委員会に出てくるけれど、各県下のいろいろなところ、今、増えてきているけれど、先程の研修会のときにも言ったけれど、琴浦町の小作料が高い。普通のところは２，０００円とか３，０００円とかの話が出てくる。その辺は田や畑の条件にもよると思うけれど、他のところに比べて琴浦町は、高いかなって思っています。
村上委員	よろしいですか、村上委員。
議長	はい。 その他ありますか。 (足立委員より挙手あり)
足立委員	だとしたら、その金額っていうのはどうやって決まるのですか。
議長	これ、多分標準で計算していると思う。 赤碕地区、東伯地区とか、畑とか田で、毎年、実勢賃借料を出しています。
事務局	事務局、説明をお願いします。 小作料の設定ですけれども、この対象農地の大字の平均を取らせていただいております。対象農地の大字の田なら田の小作料の平均を出して、そこで計算させてもらっています。その上で、土地改良区費とかがあればそれを控除して計算することになりますけれども、今回のこの地区については、団体営の土地改良で、改良区費は発生していないので、平均値がそのまま小作料として設定されております。

足立委員 議長 足立委員 議長	分かりました。 よろしいですか。 はい。 毎年、農業委員会が平均単価を公表しています。 他に質問等ありますか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、特に異議はなしということといたします。 (石賀委員、池山委員、小前伸仁委員の復帰を確認) 再開いたします。 議案第24号 小委員会の編成について、小委員会、農地委員会、農政委員会があるわけですが、それについて、事務局案の発表をお願いします。
事務局	資料の36ページでございます。先ほどの研修でもありましたように、琴浦町農業委員会規則第3条に基づいて委員会を設置するものでございます。 各委員の編成につきましては、選出方法について法令上の定めがないものでして、会長と事務局等で一任されてまいりましたが、今回も同様にしてよいか、お諮りをしたいと思います、よろしいですか。
議長 事務局 議長	どこにあるでしょうか。 今、これから配ります。 事務局案を今配りますので、それで、替えてほしいという方がおられましたら言ってください。 (小委員会の編成案を配布)
事務局	それでは、事務局案を読み上げさせていただきます。 農地委員会の編成案でございます。農地委員会につきましては、前田委員、幅田委員、安谷委員、小前茂雄委員、石賀委員、久米委員、遠藤委員、池山委員、松本委員、小前伸仁委員、眞山委員、山本智彦委員、それから福田会長の13名でございます。
議長	続きまして、農政委員会の編成案についてでございます。こちらにつきましては、秦野委員、丸山委員、村上委員、中本委員、伊藤委員、足立委員、北中委員、三嶋委員、桑本委員、山本弘一委員、入江委員、澤田委員の12名でございます。 ということで、事務局案として今、読み上げさせていただきましたが、替わりたいという方がありましたら言ってください。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手全員) 全員賛成ということですので、編成案のとおり決定することといたし

事務局 議長	ます。 続きまして議案第25号 小委員会会長及び小委員会副会長の選出についてですが、小委員会の会長、副会長を決めなければなりませんので、農地委員会と農政委員会に分かれ会を開催し、会長及び副会長を互選で選出してもらいたいと思います。 農地委員会がこの会議室です。農政委員会が中会議室に移動してください。
議長	そういうことで、時間ありませんので、スピーディーな進行をお願いします。
事務局	(小委員会の開催) 各委員会で話し合っていた結果を報告します。
議長	農地委員会の委員長に石賀英男委員、副会長に幅田委員、それから、農政委員会の委員長に丸山委員、副委員長に秦野委員でございます。 事務局の報告がありましたが、よろしいですか。 農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手全員) 全員賛成ということですので、事務局からの報告どおり決定することといたします。
伊藤委員 議長	続きまして、その他に移ります。農家相談の報告をお願いしたいと思います。8月4日、伊藤委員と池山委員に対応していただいたようですが、伊藤委員から報告をお願いいたします。 (農家相談1件報告) それと、その他で決めなければならないことがあります。農業者年金の加入推進部長と副部長をいつも2名出してもらっております。今まで丸山委員と幅田委員が出ておられました。引き続いて丸山委員と幅田委員に出てもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。よろしいですか。
	(拍手) お世話になりますが、よろしくお願いします。 それと、農業委員会からいろいろな各組織の委員会に選出してくださいという話があります。環境審議会が私が引き続いて出席させていただきます。 それと、男女共同参画審議会がありまして、いつも中本職務代理に出てもらっておるようですが、よろしいですかね。
中本会長職務 代理者 議長	はい。 ということで、よろしくお願いします。 それともう一つ、国民健康保険運営協議会ということで、前回から丸山委員のほうに出てもらっておりますが、よろしいですか。

丸山委員	はい。
議長	丸山委員、よろしくお願いします。
丸山委員	はい。
議長	それで、大体一番最初にしなければいけないと思っていましたが、自己紹介していないなと思っています。自己紹介を議席順にお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。 (農業委員、農地利用最適化推進委員の自己紹介) 全体を通して、推進委員さんのほうで何か質問等がありましたら。よろしいですか。ないですかね。 (質問等なし) そうしますと、以上を持ちまして令和８年度第６回琴浦町農業委員会総会を終了させていただきます。